

# 第1 県税の概況



## 1 県税決算の概要

(1) 令和元年度の県税収入は、1,580億円余となり最終予算額を15.9億円余上回ることができた。

前年度決算額と比較すると、県費負担教職員制度の見直しに伴う個人住民税所得割（市町村民税6%・県民税4%）のうち県民税2%相当分が政令市への税源移譲や、令和元年10月の消費税率引き上げによる新規新車登録台数の減少と、軽自動車税環境性能割の新設に伴う市町村への税源移譲等により28.4億円余の減収となった。また、収入歩合は0.1ポイント増の98.6%となった。

税目別にみると、消費税率の引き上げにより地方消費税が5.3億円余の増（+0.9%）、及び自動車保有時課税分の微増となったが、その他の税目については、すべて前年度の決算額を下回る結果となった。前年度決算額との比較及び増減要因は以下の表Iのとおり。

表I 令和元年度主要税目の前年度比較及び増減理由 (単位:百万円、%)

税目	令和元年度 決算額A	平成30年度 決算額B	Aの 構成比	増 減 A-B	前年度決算 比伸び率(%)	平成30年度決算額と比較した場合の増減要因
個人県民税	40,243	40,917	25.5%	▲ 674	▲ 1.6	熊本市（政令市）に一部税源移譲したことによる減少
法人県民税	6,754	6,982	4.3%	▲ 228	▲ 3.3	製造業等の企業収益の悪化（米中貿易摩擦の影響等）による減少
県民税利子割	184	500	0.1%	▲ 315	▲ 63.1	銀行預金利子の減少
個人事業税	1,984	2,010	1.3%	▲ 25	▲ 1.3	遡及課税に伴う大型滞納案件の発生などによる減少
法人事業税	34,597	35,063	21.9%	▲ 466	▲ 1.3	製造業等の企業収益の悪化（米中貿易摩擦の影響等）による減少
地方消費税	28,278	27,744	17.9%	534	1.9	消費税率の引き上げによる増加
不動産取得税	4,865	5,315	3.1%	▲ 450	▲ 8.5	家屋の着工件数及び大型物件の所有権移転の減少
県たばこ税	1,976	1,980	1.3%	▲ 4	▲ 0.2	たばこ消費の減少
ゴルフ場利用税	568	577	0.4%	▲ 10	▲ 1.7	ゴルフ場利用者の減少
自動車税種別割 (旧自動車税含む)	22,030	22,026	13.9%	4	0.0	滞納整理強化による滞納額の減少
自動車税環境性能割 (旧自動車取得税含む)	1,820	2,484	1.2%	▲ 664	▲ 26.7	自動車新規登録台数の減少及び軽自動車税環境性能割新設に伴う税源の移譲による減少
軽油引取税	14,580	15,123	9.2%	▲ 543	▲ 3.6	軽油消費量の減少
産業廃棄物税	111	118	0.1%	▲ 7	▲ 5.9	最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物の減少による調定額の減少
その他	28	29	0.0%	▲ 1	▲ 2.7	
合計	158,020	160,869	100%	▲ 2,848	▲ 1.8	

※四捨五入により、各税目毎の税額計と合計額が合わない場合があります。

表II 県税調定収入の推移

(単位；百万円)

区分	年度				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
調 定 額	162,404	154,886	171,807	163,236	160,207
収 入 額	158,958	151,785	169,378	160,869	158,020
不 納 欠 損 額	394	335	305	369	227
収 入 未 済 額	3,052	2,767	2,124	1,999	1,960
収 入 歩 合	97.9	98.0	98.6	98.5	98.6
調 定 対 前 年 比	103.2	95.4	110.9	95.0	98.1

## (2) 収入未済額の内訳

令和元年度の収入未済額は1,960,431,599円で、前年度に比較して38,168,915円の減少となった。

## ① 税目別内訳……表Ⅲのとおり

収入未済は、件数、税額ともに減少した。

収入未済額の71.1%を個人県民税が占めており、この圧縮が急務であることから、各広域本部（天草以外）に特別対策班を中心に、市町村への助言機能を充実させ、併任徴収や徴収引継等の直接支援を行うとともに、個人住民税の特別徴収事業者への完全指定を実施し、滞納の未然防止に取り組んだ。

また、個人県民税を除いた収入未済件数の65.3%を占め、滞納整理に多くの労力を要する自動車税（種別割）対策も重要な課題であり、滞納整理の早期着手等に取り組み、未収金の圧縮を図った。

## ② 滞納状況別内訳……表Ⅳのとおり

表Ⅲ 収入未済額の税目別内訳

(単位:件、円)

税目	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
個 人 県 民 税	72,493	1,672,934,939	242,431	1,606,553,963	62,128	1,392,892,414
法 人 県 民 税	535	13,557,256	553	16,529,644	579	28,457,642
個 人 事 業 税	335	49,976,250	334	48,428,795	377	75,525,125
法 人 事 業 税	134	25,191,232	151	44,752,498	208	114,195,402
不 動 産 取 得 税	824	165,134,194	760	143,838,828	667	118,021,946
県 た ば こ 税						
ゴ ル フ 場 利 用 税	5	3,158,257				
軽 油 引 取 税	3	34,034,803	4	7,431,534	6	110,362,431
自 動 車 税 環 境 性 能 割 (旧・自動車取得税含む)	2	31,500	1	58,800		
自 動 車 税 種 別 割 (旧・自動車税含む)	4,610	159,233,522	3,797	130,676,472	3,453	120,976,639
鉦 区 税	3	330,000	3	330,000		
料 理 飲 食 等 消 費 税						
特 別 地 方 消 費 税						
計	78,944	2,123,581,953	248,034	1,998,600,534	67,418	1,960,431,599

表IV 収入未済額の滞納状況別内訳

(単位:円、%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比
個人県民税	1,672,934,939	78.8	1,606,553,963	80.4	1,392,892,414	71.1
財産差押中	20,391,930	1.0	7,452,283	0.4	13,551,292	0.7
換価猶予中	4,278,467	0.2	612,309	0.0	1,510,100	0.1
徴収猶予中	122,396,541	5.8	92,089,852	4.6	186,736,431	9.5
交付要求中	16,493,211	0.8	7,558,313	0.4	17,123,540	0.9
分納誓約中	21,645,784	1.0	34,821,091	1.7	29,280,837	1.5
徴収嘱託中	0	0.0	0	0.0	0	0.0
滞納処分停止中	68,277,945	3.2	56,076,385	2.8	54,090,946	2.8
そ の 他	197,163,106	9.3	193,436,338	9.7	265,246,039	13.5
計	2,123,581,923	100.0	1,998,600,534	100.0	1,960,431,599	100.0

## (3) 不納欠損額の内訳

令和元年度の不納欠損額は226,502,736円で、前年度に比較して142,116,204円の減となった。

表V 不納欠損額の税目別内訳

(単位:件、円、%)

税目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	件数	税 額	税 額 構成比	件数	税 額	税 額 構成比	件数	税 額	税 額 構成比
個人県民税	8,237	258,082,254	84.6	9,376	318,155,541	86.3	8,929	189,124,798	83.5
法人県民税	102	2,441,978	0.8	86	2,332,407	0.6	87	1,802,615	0.8
個人事業税	32	6,281,283	2.1	32	3,738,831	1.0	36	2,874,479	1.3
法人事業税	13	2,454,675	0.8	15	3,826,138	1.0	11	647,325	0.3
不動産取得税	32	12,016,410	3.9	35	19,346,662	5.2	22	16,364,055	7.2
県たばこ税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
ゴルフ場利用税	0	0	0.0	5	3,158,257	0.9	0	0	0.0
自動車税種別割 (旧・自動車税含む)	602	19,117,764	6.3	579	17,951,104	4.9	487	15,249,464	6.7
鉱 区 税	1	110,000	0.0	1	110,000	0.0	4	440,000	0.2
軽油引取税・旧	1	4,519,270	1.5	0	0	0.0	0	0	0.0
料理飲食等消費税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
特別地方消費税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
計	9,020	305,023,634	100.0	10,129	368,618,940	100.0	9,576	226,502,736	100.0

## 2 主要税目別調定状況の概要

令和元年度の県税調定額（現年度分）は、1,582億54百万円、対前年度比98.3%で26億円の減となった。これを税目別にみると、個人事業税(100.1%)、地方消費税(101.9%)等の税目で前年度を上回り、法人県民税(96.9%)、県民税利子割(36.9%)、不動産取得税(91.2%)、産業廃棄物税(94.1%)等の税目が前年度を下回っている。

### (1) 個人県民税

均等割、所得割の減少により、対前年度比98.3%と下回った。

### (2) 法人県民税

法人税割の課税標準となる法人税(国税)の減少により、対前年度比96.9%と下回った。

### (3) 県民税利子割

銀行預金利子の減により、対前年度比36.9%と下回った。

### (4) 個人事業税

主要業種である請負業や法務業等の業績が増加したことにより、対前年度比100.1%と上回った。

### (5) 法人事業税

法人の所得の減少等により、対前年度比98.8%と下回った。

### (6) 地方消費税

税率引上げの影響により、対前年度比101.9%と上回った。

### (7) 不動産取得税

平成28年熊本地震による復興需要等の落ち着きにより、対前年度比91.2%と下回った。

### (8) 県たばこ税

たばこの売渡本数の減少により、対前年度比99.8%と下回った。

### (9) ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用者の減少により、対前年度比98.3%と下回った。

### (10) 旧自動車税及び自動車税種別割

登録台数の増加により、対前年度比100.1%と上回った。(平成30年度の自動車税調定額との比較。)

### (11) 旧自動車取得税及び自動車税環境性能割

軽自動車税環境性能割新設に伴う市町村への税源移譲、臨時的軽減措置による減少により、対前年度比73.3%と下回った。(平成30年度の自動車取得税調定額との比較。)

### (12) 軽油引取税

平成28年熊本地震に係る復興需要等の落ち着きにより、対前年度比97.3%と下回った。

### 3 令和元年度地方税徴収の対策について

令和元年度においては、熊本地震により未だ生活や事業継続が困難な状況にある納税者に対する賦課徴収に当たっては、昨年度に引き続き、被災地域の復旧の状況や、個々の生活状況等を的確に把握し、生活や事業再建の妨げとならないよう配慮しながら取り組む方針を定めた。

滞納整理に当たっては、税負担の公平性を実現するため、進行管理の徹底及び実務能力の向上を図るとともに、税目や現繰別を問わず、滞納事案に即した効率的な財産調査を行い、迅速かつ適切な対応と厳正な滞納処分を目指した。特に、高額及び悪質な滞納事案については、全庁的な連携を図りながら取り組むとともに、滞納処分の早期着手に努めた。

なお、滞納整理に当たっては、熊本地震の被災者への配慮と納税者の権利を尊重しつつ、それぞれの実情に応じた適切な対応に努めた。

また、平成 31 年 4 月からスマートフォン決済アプリを活用した県税(自動車税、個人事業税及び不動産取得税)納付を導入し、納税者の利便性を向上させるなど納税環境の整備に努めた。

個人県民税の徴収向上に向けた対策として、令和元年度は、「個人県民税徴収強化計画」(H30～R2)に基づく取組みを実施し、各広域本部特別対策班を中心に併任徴収や徴収引継等による市町村への直接支援及び進行管理等の業務プロセス改善のための間接支援の実施等、市町村の実情に即した支援・助言を行った。

令和元年度地方税徴収対策の取組みの概要は、次のとおりである。

#### 1 徴収対策概要

県税滞納の防止・圧縮に向けて、次のとおり徴収対策の実施。

##### (1) 平成 28 年熊本地震により被災した滞納者に対する滞納整理

- ① 熊本地震の被災者に対しては、その生活状況等を的確に把握した上で、納税緩和措置の適用を含め、実情に即した対応の実施

##### (2) 滞納整理の推進

- ① 年間及び月間滞納整理計画の策定と進行管理
- ② 預金、給与等の適時適切な差押えの実施

##### (3) 個人県民税対策の推進

- ① 各広域本部における特別対策班を中心とした市町村支援の実施
- ② 併任徴収や徴収引継等による直接支援に加え徴収業務の進行管理、効率化等の業務プロセス改善のための間接支援の実施

## 2 徴収対策結果

### (1) 滞納整理の推進

「平成 31 年度県税滞納整理実施要領」に基づき、滞納整理強化期間等を設定し、滞納者との接触強化を図り、預金、給与等の差押えを早期に実施するなど、滞納整理の早期着手に努めた。

- 預金、給与等の債権差押件数 911 件
- その他の財産を含めた差押件数 920 件

### (2) 個人県民税の徴収対策

① 各広域本部における特別対策班を中心に併任徴収や徴収引継等の取組を内容とする市町村支援を実施した。

- 市町村への職員派遣(併任徴収) 延べ 568 人(38 市町村)
- 共同催告 3,996 件(25 市町村)
- 徴収引継 21 百万円(15 市町村)
- 地域版滞納整理グループへの支援 6 地域(上益城・下益城、阿蘇、玉名、人吉・球磨、菊池、氷川・七浦)

② 併任徴収や徴収引継等の直接支援に加え、スキルアップや業務効率化等の業務プロセス改善のための間接支援や、熊本地震の震災対応等で通常業務に支障が生じている市町村への支援を実施した。

③ 熊本県地方税収確保対策連絡会議による市町村との連携を図った。

- 令和元年度は「課内体制の強化」をテーマに、①組織的取組の強化、②職員の徴収スキル向上における課題についての解決策について、組織規模が異なる、市と町村に分けて調査・研究を行ない、結果について同連絡会議で報告した。

### (3) 自動車税の徴収

① 年間滞納整理計画を策定し、進行管理の徹底を図り、給与・預金を中心として、県下一斉に、財産調査と差押えを実施し、早期の滞納圧縮を図った。

なお、平成 28 年熊本地震の被災者に対しては、その生活状況等を的確に把握した上で、納税緩和措置の適用を含め、適切な対応に努めた。

② 自動車税納期内納付の取組みの一環として広報の強化等の納期内納付率向上に取り組んだ。

- 納期内納付率 81.5%(前年度 80.7%)
- コンビニ納付利用率 38.0(前年度 36.5%)
- 平成 29 年度からクレジット納付の導入を開始  
クレジット納付利用率 3.98%(前年度 3.22%)
- 平成 31 年度(令和元年度)からスマートフォンアプリ納付の導入を開始  
スマートフォンアプリ納付利用率 0.25%



- ③ 電話による納付確認(コールセンター)業務を民間に委託することで、滞納処分等の業務に割く時間を確保し、より効率的かつ効果的な滞納整理を行った。

## 第 1 県税を取り巻く環境

### 1 これまでの県財政運営と県税の取組み

本県では、危機的な財政状況を踏まえ、平成 21 年 2 月に熊本県財政再建戦略（以下「戦略」という。）を策定し、歳入強化と歳出抑制の取組みを進めてきた。

こうした取組みにより、戦略策定前に見込まれた毎年 200 億円超の財源不足を解消するとともに、通常県債の残高は、平成 19 年度末の 1 兆 6 9 3 億円から平成 27 年度末には、9, 1 5 5 億円まで減少し、財政調整用 4 基金についても戦略策定当時の 2 倍となる 1 0 6 億円を確保することができた。

県税についても、適正課税や更なる徴収率アップに向けた収税対策等の取組みを強化してきた。平成 21 年度決算（ピーク時）においては約 5 5 億 8 千万円となった県税未収金は平成 29 年度決算においては約 2 1 億 2 千万円まで圧縮され、特に、県税未収金の約 8 割を占める個人県民税については、県・市町村が強力に連携して圧縮に取り組んだ結果、平成 29 年度決算では約 1 6 億 7 千万円と、ピーク時（平成 22 年度）の 4 1. 2%まで減少している。平成 30 年度は個人県民税徴収強化計画（平成 30 年度～平成 32 年度）に沿って、被災者に配慮しながらも、適切な収税確保に取り組んでいるところである。

一方、基金を見てみると、平成 28 年度に発生した熊本地震により、震災からの速やかな復旧・復興を図るための予算を中心に編成したため、平成 28 年 9 月補正予算編成後には財政調整用 4 基金が一時的に枯渇する状況となった。そこで、国の地方負担の軽減の施策、既存事業の見直しなど徹底的な財源確保に取り組むことで、平成 30 年度当初予算の編成においては、財政調整用 4 基金残高を 8 2 億円確保した。

令和元年度当初予算では更に、復興基金やふるさと応援寄附金等を活用したことにより、財政調整用 4 基金残高を 8 4 億円確保するとともに、通常県債の新規発行額（5 1 2 億円）を元金償還額（5 9 5 億円）以下に抑制し、県債残高を減少させるなど、これまで進めてきた財政健全化の流れを維持した。ただ、地震からの復旧・復興には長い年月と多額の経費が必要であることから、復興の財源となる県税の確保は、今後も重要性が高いと考えられる。

### 2 最近の経済情勢と熊本地震の県税への影響

本県の景気は、平成 26 年 4 月から緩やかな回復基調を続けてきたところであり、平成 27 年度の税収は 1, 5 8 9 億円に達したが、平成 28 年度は熊本地震の影響を受け、決算額は 1, 5 1 8 億円となった。その後、復興需要の波及による企業収益の改善などにより、平成 29 年度決算額は前年度比 1 7 5. 9 億円増の約 1, 6 9 4 億円となり、平成 30 年度税収は、企業収益の改善による法人二税の税収増や全国的な消費拡大による地方消費税の増により 1, 6 0 6 億円を見込んでいる。

令和元年度は、自動車取得税の廃止と復興需要の平準化による地方消費税の税収減があるものの、個人所得の増加による個人県民税の増や法人二税の税収増により、約 1, 6 1 8 億円の税収を見込んでいる。

## 第2 基本方針

### 1 信頼される税務行政の確立

- (1) 計画的な事務執行及び事務の見直し  
税務運営の確実な執行を図るため、具体的な目標を掲げた事務執行計画を策定し、県民サービスを維持しつつ、業務の効率化を図る。
- (2) 事務管理の徹底  
賦課徴収業務における事故等を未然に防止するため、内部チェック機能を強化する。事故等が発生した場合は、迅速かつ適正に対応するとともに、すべての所属で事故等に係る情報を共有し、再発防止を徹底していく。
- (3) 公金の適切な管理の徹底  
県民等から託された県政の貴重な運営資金である県税を扱う立場として、より厳しい公務員倫理の確立と服務規律の確保に努める。  
特に、管理監督者においては所属職員の金銭に対する公私峻別の意識徹底を図り、公金の適切な管理を行う。
- (4) 個人情報データの適切な管理の徹底  
県税事務においてはこれまで、個人情報の取扱いについては細心の注意を払ってきたところであるが、平成28年1月1日よりマイナンバー制度が開始されたこともあり、改めて特定個人情報を含め、個人情報の扱いには一層適切な管理を行う。

### 2 適正かつ公平な賦課徴収の実現

- (1) 適正課税の徹底及び的確な調査・指導の実施  
課税及び減免等に係る関係法令の正確な適用と、適時・的確な調査及び指導により、不適正な申告の確実な是正及び脱税事案等の発生防止に努める。
- (2) 早期の滞納整理・処分の徹底  
期限内の自主的納付の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対しては、迅速な滞納整理・処分等により確実に納税義務を履行させる。
- (3) 納税者の利便性の確保  
平成29年4月から、クレジットカードによる納付を導入したが、引き続き、納税者の利便性確保のため、納付方法の拡大等の検討を行っていく。
- (4) 税務広報、租税教育の推進  
納税意識の啓発を図るため、各種の広報媒体を通じて広報活動を行うとともに、法令や事務手続について、納税者に分かりやすく的確に周知する。  
また、納税意識を醸成するため、租税知識の普及に主眼を置いた教育活動に取り組む。
- (5) 熊本地震への適切な対応  
被災地域の復旧や個々の納税者の生活状況を的確に把握し、納税緩和措置の適用など、被災者の生活や事業再建に向け、適切に対応するとともに、被災市町村の税務事務に対しても必要な支援を行っていく。

### 3 専門性の向上と人材の育成

- (1) 研修制度の充実  
熊本県税務職員等研修実施要項に基づき、各職場においてOJTを含めた計画的な職場研修を実施するとともに、本庁による集合研修や派遣研修の充実を図る。
- (2) 組織連携の強化  
組織で仕事をする職場づくりに取り組むとともに、苦情やトラブルに対して組織で対応する体制づくりを行い、組織としても専門性の向上と人材育成を図る。

## 4 平成31年度税制改正の動向

平成31年度税制改正での県税に関する主な改正点は、次のとおりです。

税目	改正の要旨	改正の概要					
自動車取得税	特例措置の見直し・延長	乗用車に係るエコカー減税について、軽減割合を見直した上で、適用期限を令和元年9月30日まで延長する。					
		区 分		平成30年4月1日 ～平成31年3月31日		平成31年4月1日 ～令和元年9月30日	
		電気自動車等		非課税		非課税	
		ガソリン車 ・LPG車 ・HV車	R2 燃費基準+30%達成	80%軽減		50%軽減	
			R2 燃費基準+20%達成	60%軽減			
	R2 燃費基準+10%達成	40%軽減		25%軽減			
	R2 燃費基準達成	20%軽減		20%軽減			
(平成31年4月1日施行)							
自動車税	税率の引下げ	令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、自動車税種別割の税率を引下げる。					
		税率区分	660cc 超 1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超
		引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円
	(令和元年10月1日施行)						
	特例措置の見直し・延長	自家用乗用車に係るグリーン化特例(軽課)の適用対象を、電気自動車等に限定する。ただし、消費税率引上げに配慮し、令和3年4月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車から適用することとし、それまでの間は現行制度を単純延長する。					
区 分		平成29年4月1日 ～令和3年3月31日		令和3年4月1日 ～令和5年3月31日			
電気自動車等		75%軽減		75%軽減			
	R2 年度燃費基準+30%達成	50%軽減					
	R2 年度燃費基準+10%達成						
(平成31年4月1日施行)							
特例措置の創設	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%軽減する。 ※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、適用期限を令和3年3月31日まで延長。						
	(令和元年10月1日施行)						
法人事業税	税率の引下げ	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税(所得割・収入割)の一部を分離し、特別法人事業税(国税)を創設することとされたことに併せて、法人事業税の税率を引き下げる。					
		主な税率区分		法人事業税		特別法人事業税(国税)	
				旧税率	新税率		
		資本金1億円超の普通法人		3.6%	1%	税額の260%	
		資本金1億円以下の普通法人等		9.6%	7%	税額の37%	
収入金額課税対象法人		1.3%	1%	税額の30%			
※特別法人事業税は、全額が特別法人事業譲与税として都道府県に譲与される。 (令和元年10月1日施行)							
不動産取得税	特例措置の延長	1 サービス付き高齢者向け住宅及び当該住宅の用に供する土地の取得に係る特例措置の適用期限を2年延長し、令和3年3月31日とする。					
		2 宅地建物取引業者が中古住宅(新築から10年以上経過しているものに限る)を取得し、2年以内に一定のリフォーム(耐震、省エネ、バリアフリー等)を行った上で個人(自己居住用に限る)に譲渡した場合に、宅地建物取引業者が取得する中古住宅及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の税額を減額する特例措置の適用期限を2年延長し、令和3年3月31日とする。 (平成31年4月1日施行)					

## 5 平成17年度から導入した税について

※社会経済情勢の変化等が考えられることから、令和6年度を目途として、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。

### 1 水とみどりの森づくり税

目的	水とみどりの森づくり税は、森林の現状を県民の皆様に御理解いただき、森林の持つ水源かん養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るための税です。																				
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税(上乘せ)方式																				
納税義務者	県内に住所がある個人等と事業所等がある法人等で県民税均等割が課税されている方。																				
税率	個人: 年額500円 ※ 個人県民税均等割額1,000円(標準税率)に上乘せします。 法人: 法人県民税均等割(標準税率・年額)の5%相当額 ※ 平成17年4月1日以後に終了する事業年度から法人県民税均等割額(標準税率)に上乘せします。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本金等の額の区分</th> <th colspan="2">法人県民税均等割額</th> </tr> <tr> <th>標準税率(年額)</th> <th>水とみどりの森づくり税(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)</td> <td>800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>② 10億円超 50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 1億円超 10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>④ 1千万円超 1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記以外の法人</td> <td>20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額の区分	法人県民税均等割額		標準税率(年額)	水とみどりの森づくり税(年額)	① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)	800,000円	40,000円	② 10億円超 50億円以下	540,000円	27,000円	③ 1億円超 10億円以下	130,000円	6,500円	④ 1千万円超 1億円以下	50,000円	2,500円	⑤ 上記以外の法人	20,000円	1,000円
資本金等の額の区分	法人県民税均等割額																				
	標準税率(年額)	水とみどりの森づくり税(年額)																			
① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)	800,000円	40,000円																			
② 10億円超 50億円以下	540,000円	27,000円																			
③ 1億円超 10億円以下	130,000円	6,500円																			
④ 1千万円超 1億円以下	50,000円	2,500円																			
⑤ 上記以外の法人	20,000円	1,000円																			
納税方法	個人: 市町村による普通徴収 給与所得者は事業主による特別徴収 法人: 申告納付																				
税の使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源涵養機能などを発揮するための森林づくり</li> <li>・森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成</li> <li>・森林と木材を活かした地域・景観づくり</li> </ul> など																				

